

# 事務局通信

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 2-39-7 メゾン代々木 201 号

TEL03-3299-5276 FAX03-3299-5275

通信窓口 [zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp](mailto:zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp)

ホームページアドレス <http://www.hoshinren.jp>

241号

2023年6月28日

一般社団法人  
鍼灸マッサージ師会

## 第20回定期総会報告

事務局 齋藤 ゆき子

2023年6月18日（日）渋谷区千駄ヶ谷社会教育館会議室にて、令和4年度 第20回定期総会が開催されました。以下に総会の報告を致します（招待者を含め参加者の敬称は省略いたします）。

### 清水一雄代表理事 挨拶



早いもので、もう総会の日が来てしまいました。暑い中、皆さんにお集まりいただき感謝いたします。

療養費の取り扱いは、保険者による厳しい条件が課され、H31年1月からの受領委任もスムーズにいけない現状です。

いやがらせのような患者への照会により受療の抑制が計られ、保険者の解釈による償還払いが増えています。健康保険の扱いはシンプルに、医療を受けやすい状況にするべきです。

神奈川県国保連からは、ショートステイ先への往療は認めないという理由での返戻がありました。

ショートに1か月入所なら認めるが、1~2週間では認めないということです。現在は国保連から送ってもらった厚労省の通知文に、ショートの前療が算定できないと判断される箇所にアンダーラインを引くように依頼している最中であり、断固として交渉していくつもりです。

6月14日に、日本維新の会で「柔整・“あはき”を振興させる議員団」の設立総会と、厚労省の保険局医療課、医政局の担当責任者を呼んでの勉強会が開催されました。柔整・“あはき”を国民医療となるように働きかけるのが目的です。

これも、朝戸慎治理事が、維新の会の石井章議員の国会答弁をキャッチし、コンタクトしてくれたおかげで3月3日、6月6日の対談に繋がり、14日の議員団の設立総会と第1回の勉強会を行うことが出来ました。これを機に2回3回と国会会期中に予定されます。これをさらに発展させていく所存です。海江田万里衆議院議員は出席いただく予定でしたが、どうしても都合がつかないと、実際に連絡があったことを報告いたします。

清水代表理事の挨拶に引き続き、ご来賓の皆様よりご挨拶をいただきました。協同組合兵庫県保険鍼灸師会理事長・藤岡東洋雄氏、NPO 法人 東洋医療を考える会理事長・山西俊夫氏、顧問弁護士・宮原哲朗氏、学校法人横浜医療専門学校 副校長・岸野佑宣氏、日本労働者協同組合連合会事業本部・山田浩史氏より。また、参議院議員・川田龍平氏よりビデオメッセージをいただきました。これらの来賓の皆様のご挨拶は7ページ以降でご紹介しています。

来賓のご挨拶に続いて、昨年来体調を崩していた事務局長・清水鏡晴より「昨年末より体調を崩し、年始に急変、緊急入院となりました。1か月ほど意識が無く危なかったが、今は回復途中にあり、今日も会場に参加できた。事務局長不在で皆さんにご迷惑をおかけし申し訳ありませんでした。」という報告がなされました。回復された姿を拝見でき、会場から喜びの声が上がりました。

次に、総会議長の選出に移り、議長候補者の推薦を、との議場への呼びかけがありました。議場からは司会者一任の声があり、司会者・村田雅至より、議長として小川栄吉・立脇慶和の提案がなされ、異議なしの声があり、両名が議長として選出されました。両議長による自己紹介のあと、『基調報告』が橋本副代表より発表され、次に議案の審議に入りました。

## 基調報告

副代表理事 橋本利治

### はじめに

2019年から始まった新型コロナウイルスによる感染拡大は3年経過した今年もなお続き、施術患者の減少はとどまるところを知らず会員の悲鳴ともいえる声が毎日のように届く1年でありました。

それに伴い療養費の削減施策は日常生活も脅かし、我々鍼灸マ師会としてもこのような状況は初めての経験であり、かろうじて各種支援制度の情報を紹介はしたものの会員に効果的な手を差し伸べることができませんでした。このことは反省しなければならないと考えています。

私たちは初めのころは、新型コロナウイルスによる感染は1年か2年も経過すれば終息するだろう、収束したら元に戻ると考えていました。また、国はワクチン接種により終息すると広報もしていましたが、実際は思うように終息に至らず、ワクチン接種にもかかわらず感染拡大し、効果があったのかどうかも検証する由もありませんでした。

その後、最近になり死亡・重症の報告も多々散見されるようになってきております。

ワクチン接種により死亡者どれくらいなのかとの国会質問に、厚労省は2001人報告があったと4/18日の国会答弁で認めています。

またNHKのニュースウォッチ9では、ワクチン接種の患者が感染し死亡した事実をワクチンではなくコロナ感染による死亡と報道し、遺族からの抗議により報道の誤りを認めBPO（放送倫理委員会）にかけられたと報道されています。

しかし海外では終息に進んでいます、日本では感染症法上の2類を5類にしたものの感染の防止にはならず、現在静かに感染が広がっているのです。しかしその事実すらも情報が少なくなり、我々が現状を認識しづらくなり自らの判断がしづらい状態になっています。

そして私たちに関係する医療保険証の一体化が進んでいます。つまりマイナカードとの一体化が急遽



閣議決定され、コロナ寡でそちらに気を取られている間にデジタル化が推進されました。

初めマイナカードは強制ではないと広報されていたにも関わらず、保険証廃止により実質強制にされてしまいました。そしてこのことにより、個人情報の守秘が甘くなり多くの不祥事が報告されています。

一度、立ち止まるべきにもかかわらず推進施策は変わりません。私たちも対岸の火事ではなくこのことを考えなければなりません。

## 次に 財政逼迫について申し上げます

さてそのような中で、私たちは鍼灸マ師会の財政赤字に対して、効果的な方策を打ち出せなかったこのことは素直に認めなければなりません。その赤字を埋めるために、手数料の値上げ案が令和4年の第19回総会で条件付きではありますが決議されました。

しかし会員の生活が苦しい中 安易に値上げに踏み切ってもよいのだろうか、との疑問の声により師会内部で財政再建論議が始まりました。その議論の末、令和5年3月開催の理事会で正式に値上げの延期が決定されました。

しかし本質的な赤字財政が解消したわけではなく スタート地点に立ったといわなければなりません。その報告書の中で財政の見直し・新規会員募集・新規事業が提案され具体案も示されました。

そして4000名の新規対象者への募集要項が作成され現在進行中であります。他にも共済制度・会員の新しい仕事創設なども議論し進行しつつあります。詳細はプロジェクトの報告書を参考にいただければ幸いです。

## 次に 保険者からの患者照会についてご報告します

過度な患者照会の実態は当会会員の告発から始まりました。それは保険者から患者への照会文書が届いたという訴えによりその訴えを検討しました。その後保険者へ懇談を申し入れ「過度な患者照会は改善する」との確約を得ました。

しかし今年の照会文書では一部語句が削除されたものの本質の改善は見られませんでした。このように営業妨害・患者の受療抑制へつながる制度の歯止めには至りませんでした。このことは会として組織的に取り組む必要があると考えています。

保険者への抗議行動を報告します。

- ① 患者照会を継続している保険者への問い合わせ。
- ② 全国後期高齢者医療広域連合への一斉調査。
- ③ 保険者への開示請求。
- ④ その資料を基に国会議員へのロビーイング。
- ⑤ その結果厚労省にも適当でない事案の相談窓口があることを答弁で引き出せた。

今後も引き続き議員へのロビーイングを続け保険者へ「過度な照会の自粛」を呼びかけます。

## 次に 行政訴訟の検討についてご報告いたします

「医業類似行為」の法的位置づけにストップをかけるべく、顧問弁護士と行政訴訟の意見交換を行いました。現在われわれの施術行為は「あはき法」により大卒での「医業類似行為」と定義されていますが、その定義に対して異議を唱えるべく活動を始めています。その一つに行政訴訟が考えられるのではないかとの提案でありました。

私たちの施術行為が医業類似行為であるのか、医行為の一部であるのかは、私たちの施術が社会的に認められるのかどうかの重要なポイントであります。

類似行為という言葉のニュアンスは、医業ではないと否定につながることから、医業でないものは原則医業に携わることはできない。この前提がある限り私たちは何を言っても社会は認めません。

このままではいつまでたっても主道権は国に握られたままです。この本質を意識しなければ健康保険はおろか医療界へ組み入れられることはないでしょう。

私たちはこのように本質を考えるならば、司法の場も使って取り戻すべきと考え、そのための手段として法律により認めさせ社会に訴える方策を提起しました。

その様ないきさつから、顧問弁護士に相談したのが今回の意見交換会でありました。その結果顧問弁護士からのアドバイスでは訴訟にはリスクがある、損害の事実が無ければ訴訟はできない、訴訟も社会の声が無ければ効果的ではない、などの的確なアドバイスを受けて、再度仕切り直しとしました。

またアドバイスの中で法的処置もあるが、まずは政治的交渉の方が効果があるのではないか、とのことであり、今後交渉の場を政治交渉に移すことも検討しています。いやもう既に政治の場には若い会員を中心に動き始めています。

今まで私たちの主張は聞いてもらうことだけで次へのつながりがありませんでしたが、昨今のロビーイング活動により少しずつ動き始めたと考えています。このことは評価しなければなりません。

今後更に国会議員への働きかけを進め、そして厚労省の療養費削減施策にストップをかけるころまで持っていきたいと思っています。今回の特別講演もその一環であります。

以上で私からの基調報告を終わります。ご清聴ありがとうございました。

## 第1号議案「令和4年度 事業報告」

「令和4年度事業報告」は事務局次長・土田仁より、すでに配布されている令和4年度事業報告に基づき、令和4年4月より令和5年3月までの1年間、当会が関係した会議、懇談会、セミナーなど主な事業、行事につき報告がなされました。

コロナ蔓延を受け自粛ムードの高まりの中、新年会が中止となった以外はほぼ例年通りの事業内容であったとの総括でした。また、1月には事務局長が倒れ、学術部長の荒木文雄さんの逝去と、大事なメンバーが失われた中、理事・職員協力の元乗り越えてきたことも報告されました。

また、注目すべき活動として、理事・朝戸慎治の患者さんが保険者より不当な照会を受けたことに対して保険者と交渉する活動の延長にて、維新の会の石井章議員との面談が3月3日に実現し6月6日に懇談も行なわれ、大きな収穫があったことがトピックとして挙げられました。

これらの報告に対して特段の質疑は無く、出席者の拍手にて承認されました。

## 第2号議案「決算報告」第3号議案「会計監査報告」



引き続き、議長が令和4年度決算報告を財政部長・武井百代に求め、報告されました。

本年度の決算は、報告通り赤字決算となったこと、収入減の主な内容は、事務手数料の減少であることを明らかにしました。

さらに議長は、会計監査委員・手塚高信に監査報告を求めました。手塚委員より「貸借対照表、損益計算書、財産目録は、

法令及び定款に従い、一般社団法人鍼灸 マッサージ師会の財産及び損益の状況を正しく表示しているものと認める。」との報告がなされました。

議長は、令和4年度決算報告、および監査報告について出席者の承認を求め、会場出席者の拍手により承認されました。

## 第4号議案「令和5年度 事業計画」第5号議案「予算案」

続いて議長は令和5年度事業計画案の検討に入る事を告げ、事務局次長・奈須守洋に事業計画の提案を求めました。奈須次長より、すでに配布されている「4号議案令和5年度事業計画案」に基づき、会の運営理念、医療制度の改善、伝統医療の継承、事務局業務、広報活動、各部の活動など事業、活動計画が提案されました。

議長は事業計画についての質疑を求めたところ、NPO活動について意見が出たので、別紙にて報告します。他に発言は無く、事業計画の承認を求める議長提案は拍手で承認されました。

続いて議長は令和5年度予算案の検討を行う事を告げて、武井財政部長に予算案の提案を求めました。武井部長より、昨年度はコロナ感染が会員の業務に大きな支障をもたらす中で、申請数や申請額が減少し事務手数料収入が減少したこと、退会者も出て会費も減少したが、今年度は新規会員獲得努力の成功により赤字解消となる見込み、との発言がありました。予算案についても特段意見は無く、拍手で承認されました。

## 第6号議案「令和5年度 組織形態・理事、役員及び部員」

議長より、P20にあるがご一読いただいていると思うので承認される方は拍手を、との呼びかけに応じ、拍手を持って承認されました。

「その他」として、監事・久下勝通より事業計画「医療制度の改善」の提言がありました。これを受けて、理事・山内恵美子、会員・黒川邦日兒より意見が出されました。総会の閉会時間が迫っていたため、ご意見は事務局通信への投稿をお願いします、との議長から発言があり、終了しました。



その後、議長は任を解かれて退席し、司会が5分間の休憩を宣言、総会が終了しました。

## 事業計画「医療制度の改善」についての意見

監事 久下勝通

### 1 制度改善運動の再検討を

事業計画案のなかで「医療制度の改善」では次のように運動方針が述べられています。

- ① 署名活動による健康保険制度の改善（国会請願）運動。
- ② 保険証1枚ではり・きゅう・マッサーを受けられるようにする。
- ③ 「国民の会」への積極的参加。

この運動が提起されて以後、当会の制度改善の方針として取り組んできました。

しかし、いまだにどのような制度で、どのような運動をすすめ、制度の改善を実現するのか明らかではありません。署名も停滞です。制度改善の運動について再検討が是非とも必要な状況です。

## 2 国民が選べる「あはき」の療養費支給へ改善の取り組みをすすめよう

医療保険制度改善の問題として、「あはき」療養費の支給の改善についてのわれわれの方針を明確にして、取り組みをすすめるべきです。

**健康保険法 87 条による療養費の支給は次のとおりです。**

「保険者は、療養の給付を行うことが困難であると認めるとき」また「被保険者が病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の給付若しくは手当を受けた場合、保険者がやむを得ないものと認めるとき」療養費を支給することができる。

病院や診療での医療の給付が困難である、または、病院や診療所以外で受けた手当がやむを得ない、と保険者が認めた場合に療養費を支給するというのです。

### 「あはき」の排除

健康保険法 87 条（療養費）を根拠にした、厚生労働省通知による「あはき」療養費の支給は、国民の医療を選ぶ権利を無視し、「あはき」師を療養費の支給から排除するものです。

健康保険法は大正 11 年（1922 年）に公布された戦前の法律です。

医療が普及した現在「病院や診療での医療の給付が困難である」というような条件は基本的に存在しません。しかし、現在でもこの健康保険法 87 条を根拠に、「あはき」療養費支給について、支給基準をすべて厚労省通知で決め支給されているのです。次々に通知が積み重ねられ、支給制限は強化され、申請事務は煩雑になる一方です。

### 「あはき」療養費の支給を明記すべき

昭和 21 年（1947 年）に国民主権、人権尊重の理念に基づく現在の憲法が制定され、翌年の昭和 22 年新たには、新たに制定された憲法の下に「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」が制定されました。この法律は国民の要望により伝統医療の発展のため、あん摩マッサージ指圧師、はり・きゅう師、を医療の一端を担う資格者として認めたのです。

医療を選ぶのは国民の権利です。どのような場合に療養費を支給するのかを明確にし、国民が必要な場合には、自らの判断で「あはき」を利用できる療養費の支給にすることが必要です。

「あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費」として健康保険法に明記するべきです。

療養費の支給は国民の医療選択の幅を広げるため取り入れられてきました。

52 条入院時食事療養費、入院時生活療養費、53 条保険外併用療養費、54 条訪問看護療養費が支給されているのです。我々自身の「あん摩マッサージ指圧・はり灸療養費」の支給案を明確にすべきです

## 事業計画についての意見

**相談役・田中榮子**／NPO 法人の件、P18 に患者の集まりとして創立、とあるが、患者と治療家が対等という立場で創った。保険制度の不合理的を改善するために今まで 30 以上の団体に働きかけた。岸イヨ裁判をきっかけにし、憲法の視点からも、国民が受けた医療は当たり前を受けて構わないということで活動している。

**理事・黒川邦日兒**／NPO 法人に聞きたい。今まで署名活動は 10 年続いているが、いっこうに何の形も見えない。集めた署名はどうなっているのか。私は 4000 人の方の署名を集めたが、いつ実現するのか、どうなっているのかと聞かれる。集まった分だけでも厚労省に提出したらどうか。もう亡くなった方の署名もあるので使えないものも含まれているのではないか。

## ご来賓みな様のご挨拶

### 協同組合兵庫県保険鍼灸師会理事長・藤岡東洋雄氏

第20回の総会開催、おめでとうございます。積極的な保険運動の展開に敬意を表します。

私どもは日頃、兵庫県単位での運動を展開しています。これを全国的な運動に広げたいのですがなかなかうまくいきません。

コロナはやっと明けた様相ですが前途は明るいとは言えません。期間・回数の撤廃後、超党派の協力を得て受領委任が実現したものの償還払いで苦しんでいます。数々問題はあるが発展させねば、国民が将来治療を受けられなくなる仕組みとなってしまいます。

施術管理者制度が問題です。免許で全く問題ないのに施術管理者というものを作った。屋上屋を作るということであり、廃止を求めたい。T11年4月22日に作られた健康保険法は今でも内容が変わっていません。「疾病・負傷もしくは出産に対して保険給付を行う」ということで、償還払い・受領委任などは法にはありません。

S10年代初頭から戦後S25年1月までは『現物給付』でしたが、保発4号通知により以後73年間『現金給付』の扱いをされていました。法律通りに権利の回復をしなければ問題の解決になりません。『現物給付』にし、土俵が違ふところまで持っていくことが大事です。コンプライアンス、人権の回復に努めていきましょう。

### NPO法人 東洋医療を考える会理事長・山西俊夫氏

日頃からNPO法人へのご支援を御礼申し上げます。

年を重ね終活の年齢になりましたが、東洋医療のおかげでリカバリーできていると感じている、患者の一人としてご挨拶いたします。

日本の社会、民族はおかしいのではと感じることがあります。例えば、小・中・高の学生時代の歴史の教科書には幕末に活躍した幕臣エリートが、アメリカとの通商条約締結のために太平洋を横断した話がほとんどありません。

勝海舟が咸臨丸で帰ってきたことの記述はありますが、咸臨丸は護衛艦なのですぐに戻ってきたのです。高校時代、世界史は必修科目でしたが日本史と人文科学は選択科目。このおかしい教育はどこからきたのか。『知ってはいけない明治維新の真実』（原田伊織 著）という本を読みましたが、明治維新とは、関ヶ原で負けた怨念を晴らすため、薩長の下級武士が天皇の名を利用したクーデターに過ぎない、とあります。

彼らは幕府を倒したものの、その後の青写真を持っておらず、徳川時代の模倣となってしまった。司馬遼太郎も、明治維新の廃仏毀釈とは、江戸までの歴史を全否定し仏像を壊すなどした、と書いています。東洋医療もこの時代に不利益を被ったこととなります。日本の歴史の検証をしなければならぬと思います。

### 顧問弁護士・宮原哲朗氏

#### 1 鍼灸医療費の大幅な減額

皆様にお会いするのは1年ぶりでしょうか、とても懐かしく感じます。私は事務局通信を毎回楽しみに読んでいますが、私が印象的だったのは237号にある、2022年11月30日に厚労省が公表

した「国民医療の概要」の“はり・きゅう療養費”の減額に関する記事でした。そこで私は、正確を期するために「国民医療の概要」を再度読んでみました。

マッサージの療養費が636億円で16%減(121億円減)、はり・きゅうの療養費は419億円で5%減(22億円減)とありました。これは受領委任払制度の実施後の時期だったので、保険者の意向で償還払いが増えたり、同意書が発行されにくくなったり、医療先行の問題があったり、保険者の照会による受療抑制があったり等々、これらの歪みが反映されたためでしょうか。

しかしこの時期はコロナ感染の拡大の時期と重なったことも大きな要因だと思います。事務局通信には掲載されていませんでしたが、柔道整復の制度変更はありませんでしたので、柔道整復の療養費との比較も重要だと考えて検討しました。すると柔道整復の場合は2,863億円で10%減(350億円減)となっています。そこで単年度ではなく、R3・4年度も見ないと実態は解らないと思いました。ちなみに、総医療費の中に占めるはり・きゅう占める割合は0.1%に過ぎませんでした。

## 2 原爆症の認定との比較

保険者の照会による受療抑制ですが、原爆症の認定でも同じことが行われています。原爆症の認定の要件は、放射線の影響で疾病になったという「放射線起因性」と「要医療性」の2点です。つまり原爆症の認定では「医療が必要かどうかの診断」が必要なのですが、この認定のための診断書に対して厚労省が頻繁に照会を行っています。悪性腫瘍の場合は5年間は要医療性が継続することは問題がないにもかかわらず、厚労省は3年間に1度細かい検査データ等の提出を求めます。脳梗塞患者でも認知症患者でも寝たきりの方でも求められます。

厚労大臣は「認定による給付金は税金なので、正確な情報が必要」と言いますが、これは厚労省が医療費を抑制する際の常套手段なのです。

## 3 根本問題と今後

鍼灸治療への保険適用に関する根本の問題点は、健康保険法の第87条です。この条文により現物給付ができなくなっています。

皆さんは「医業類似行為」かどうか大きなポイントと捉えているようですが、私は、仮に鍼灸治療が「医業行為」だと認定されても、厚労省は健康保険法は「西洋医療が第1次の医業行為」、「東洋医療が第2次の医業行為」として体系化されていると述べることもあるので、「医業類似行為」であるか否かの次にこのハードルを乗り越える必要があります。

私は事務局通信により、国会議員との面談活動(私たちはこれを国議員に対する「レクチャー」と呼んでいます)が活発化していることも知ることもできました。国会から行政へのプレッシャー



があることはとても良いことですが、今後は維新の会に限らず他の野党や与党にも運動を広げる必要があると思います。特に官僚は与党の意向を慮るので、与党への働きかけは重要です。今後も国会議員へのレクチャーを更に強めていただきたいと思います。



## 学校法人横浜医療専門学校 副校長・岸野佑宣氏

皆様、初めまして。私は大阪で生まれ、高卒後、柔整の学校と鍼灸の学校に通い、卒業後に教職の免許を取得、治療院に5年勤務しましたが、今は現在の学校で教員として働いています。

治療家を育てたいという気持ちで日々取り組んでおります。高卒の学生が多いのですが、自分がスポーツをしていた体験から、トレーナー、スポーツの現場での仕事の希望者が多くいます。

鍼灸の技とともに社会常識も教え、“人を治す”医療人を育てる。体の痛みを無くすとはどういうことか、といった考え方も含めて教えています。卒業後は開業するなど、社会に出て活躍する学生を増やし、鍼灸の世界が明るくなり、貴会の盛況にもつながればと願っています。

## 日本労働者協同組合連合会事業本部・山田浩史氏

第20回総会開催、おめでとうございます。本日はセンター事業団の芳賀とともに参加させていただきました。

私どもの事業は「地域で、その地域に必要な仕事を創っていく」活動を行っています。昨年10月1日に『労働者組合法』という法律ができ、3人以上集まれば事業を立ち上げることが可能になりました。共に出資し、共に働くということです。現在は全国に50か所、事業を立ち上げています。これから、貴会と共にできることがないか、模索していきたいと思います。

## 参議院議員・川田龍平氏（ビデオメッセージ）

鍼灸・マッサージの医療を進めるためにできるだけ力になりたいと思います。遠慮なくご相談ください。

今国会では様々な法案が審議されました。5月8日からコロナが5類に認定されましたが、日本版CDCは看板倒れの様相です。これは国立国際医療研究センターと国立感染症研究所をくっつけただけで、国立の機関、司令塔を勝手に変えられることになってしまいました。これで感染症対策が適切に行われるのか、健康危機と言える状況です。

入国管理法もしかり。十分な修正も無い問題の多い法案が可決されてしまいました。国会はこんな状況です。

私は「食の問題」に取り組んでいます。自己治癒力・免疫力を高めるための食のゆがみ・食べ方などの見直したため、自給自足・農薬を使用しない・有機・自然農に注目し、学校給食に活用する取り組みを行っています。また、在来品種を守り、種を残す活動にも取り組んでいます。

ローカルフード法を背景に広島県にシードバンクがありましたが、予算が無く、研究所も廃止の見通しとなりましたが、これを残すための予算を作りたい。HPがあります。「localfood.jp」で検索してみてください。

昨年11月に中高生向けの英語教材を出版しました。私の20歳～46歳までの歴史、といった内容です。妻、堤未果の母親（詩人）の詩も英訳し掲載しています。

堤未果はNHKのEテレ「100分で名著 ナオミ・クラインのショックドクトリン」という番組で講師を務めています。月曜PM10:25～、再放送は火曜AM5:30～と月曜PM1:05～です。ここではパンデミック、マイナ保険証のミスが連発していること、地球温暖化など、今後日本や世界がどうなるのかといった内容を伝えています。ぜひご視聴ください。

今後の世界をどう良くしていくのが、具体的な提案をしていきたいと思います。

## 総会記念講演、芦野純夫先生の講話をお聞きして

事務局次長 土田 仁

総会の大取にふさわしい大変価値のある内容の素晴らしい講演をお聞きする事が出来、とても有意義な中身のあるお話でした。

特に私の様に鍼灸専門でやって居るものにとっては、その価値はとても高く感じられました。

私も様々な鍼灸の勉強会や学界に参加する事がありますが、どの学会に行ってお話しされても歓迎される内容だったのではないかと私は感じました。

特に印象に残って居るのが、GHQ 占領軍により戦後、焼け野原になってる日本では、柔道、剣道をはじめとする日本的武術や日本の思想、東洋的思想のものは一切排除しようという動きがあり、鍼灸マッサージ、柔道整復までもを排除しようと考えられていたという事です。

私も数々の文献や恩師のお話などから聞いて居りました。

このような状況の中で、視力と聴力を失った有名なアメリカの作家ヘレン・アダムズ・ケラーがマッカーサー最高司令官宛に、日本の盲人の職業保護とされているあんま・マッサージ・指圧・鍼灸を無くさない様に手紙を送っていたという点です。

私はお聞ききしながら感激のあまり込み上げてくるものさえありました。

そして今も、盲人の先生方が国会議事堂前で座り込みをしたというお話は、お世話になった先生方からお聞きして居りましたが、ヘレンケラーさんが私たちの仕事を盲人のために無くさないで欲しいと手紙を送ってくださった事で、総司令官の心が動き、この貴重なあはきの存在が今もなおあるのだなと思いました。

この事から「どんなに小さなことでも声を上げる事」それによって「相手の心を動かす」事の大切さを感じました。

また、日本のあはきにおける盲人教育の第一人者である盲人の鍼灸師、杉山和一先生の事は、今まで色々な先生の講演をお聞きしましたが、その内容とは真逆に芦野先生の見解は杉山和一先生は大変優秀な先生だったのではないかという内容も大変面白く納得の行く内容でした。

また、その杉山和一先生は日本で行われている鍼灸の管を考案した人物と学校でも国家試験でも習いましたが実は杉山和一先生が考案したとされる以前より鍼管が使用されていた経緯についても述べられていました。

大変興味深い内容でした。芦野先生の講演を思い出しながらもう一度、杉山流三部書を読み返してみようと思いました。

また、芦野先生も「あはき」は医療だという見解である旨を話して居り、芦野先生のような、経緯について詳しい芦野先生を国会で取り上げられた時に重要参考人として呼び出したり、国会議員や厚生労働省の職員が「あはき」の健康保険について学ぶ機会がある時に、芦野先生が生きて居られるうちに力になって貰うという事は出来ないかとも思いました。



講演終了後芦野先生を囲んで

1	木	
2	金	
3	土	申請書べ切
4	日	申請業務
5	月	
6	火	石井章参議院議員との面談
7	水	
8	木	
9	金	事務局通信投稿締め切り
10	土	
11	日	国民の会総会(13:00~16:00) 場所:尼崎市中小企業センター
12	月	事務局会議(13:00~15:00)
13	火	
14	水	日本維新の会 柔整・あはき振興議員団発起総会(15:30~16:00) 三役会(17:30~19:30)
15	木	体験マッサージ(13:30~15:00)
16	金	
17	土	
18	日	理事会(10:00~12:00) 令和4年度第20回定期総会 (13:00~16:30) 場所:千駄ヶ谷社会教育館
19	月	
20	火	ウーベル保険7月加入申し込み締め切り
21	水	
22	木	
23	金	
24	土	
25	日	
26	月	介護支援センターおおぞら運営指導(10:00~16:00)
27	火	
28	水	支給明細などの発送
29	木	
30	金	療養費の振り込み

1	土	
2	日	
3	月	申請書べ切
4	火	申請業務
5	水	
6	木	
7	金	
8	土	
9	日	
10	月	事務局会議(13:00~15:00) 事務局通信投稿締め切り
11	火	
12	水	
13	木	
14	金	
15	土	
16	日	ケアマネ会議(13:30~15:30)
17	月	海の日
18	火	
19	水	
20	木	体験マッサージ(13:30~15:00) 国民の会役員会(18:30~20:30) ウーベル保険8月加入申し込み締め切り
21	金	
22	土	
23	日	理事会(13:30~16:30)
24	月	
25	火	
26	水	
27	木	
28	金	支給明細などの発送
29	土	
30	日	
31	月	療養費の振り込み

※国民の会：健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会

※NPO：NPO 法人東洋医療を考える会